

感染拡大に向けた対策（令和3年3月29日）

1 感染拡大防止に向けた要請等について

- (1) 区域 県内全域（但し、②の営業時間短縮要請は神戸、阪神南地域に加え、4/1から阪神北、東播磨、中播磨地域を追加）
- (2) 期間 令和3年4月1日から4月21日まで
- (3) 内容

- ① 外出自粛等：感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別がドライブイン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請。特に若者への自粛を強く要請
 - ・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請
 - ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」を要請

- ② 施設の使用制限：

3月31日まで	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
<u>4月1日から</u> <u>4月21日まで</u>	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)、 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)

上記地域の飲食店等に対し、5時から21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請

※協力金 支給額：1日あたり4万円／店舗×時短営業日数(定休日を除く)

また、県全域に業種別がドライブインの遵守を要請

- ③ イベントの開催制限：

期間	区分	収容率	人数上限
4月21日 まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100% 以内	5,000人以下 又は 収容定員の50% 以内(≦10,000人) のいずれか大きい方
	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公 演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50% 以内	

- ④ 出勤抑制〔継続〕：「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請

2 「次なる波」に備えた当面の医療・検査体制について

- (1) 入口対策

- ① 入院医療体制（650床程度→839床）

- (ア) 患者状況等を踏まえた医療提供体制の構築

- ・陽性者の状況に応じた入院・宿泊療養等の役割分担
- ・フェーズに応じた医療提供体制シナリオの見直し

- (イ) 入院対応医療機関の役割分担の徹底

- ・入院対応医療機関における病床区分のさらなる明確化と役割に応じた運用の徹底（重症・中軽症→重症・中等症・軽症）
- ・県立加古川医療センターの臨時重症専用病棟(4月供用開始)を活用した重症患者の受入対応力強化と感染症に対応する医療人材の育成

- ② 宿泊療養施設（700室程度→1,000室程度）

- (ア) 受入対象患者の弾力運用の継続

- (イ) 医療ケアの充実

- ・ホテルヒューイット甲子園への医師派遣の継続
- ・姫路市等の他施設への拡大（4月～）

(2) 出口対策

① 症状軽快者の転院等受入促進

② 回復者の転院・社会福祉施設への受入促進

(ア) 退院基準満了証明の発行

(イ) 転院等支援窓口の設置

・受入登録病院：186 病院、入院対応医療機関からの問い合わせ件数：23 件

・新たに介護サービス等が必要な場合、居宅介護支援事業者等がサービス提供事業所を調整

(ウ) 転院受入医療機関等への支援

1 名受入れあたり 10 万円

(3) 自宅待機者へのフォローアップ

① 健康観察の実施

② 新たな取組の検討：自宅待機者への訪問診療の促進、食料品・衛生資材等の配布

(4) 外来・検査

① 外来医療体制

「帰国者・接触者外来（75 機関）」及び「発熱等診療・検査医療機関（1,181 ヶ所）」の体制を当面の間、維持するとともに、引き続き「相談→受診→検査」の流れを確保

② 検査体制

衛生研究所、医療機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援のほか、民間検査機関などにより、検査体制を拡充

(ア) モニタリング検査の実施

(イ) 変異株の PCR 検査（国の要請 5～10%→ 40%）

県立健康科学研究所（Ct 値:30 以下）、管内医療機関、民間検査機関

3 高齢者入所施設等の従事者に対する検査の実施（拡大）

対象施設及び対象地域を拡大した新たな計画（国から策定要請のあった 6 月までを期間とする「新集中的実施計画」として位置付け）に基づき、全額公費による任意検査を実施

(1) 対象施設 高齢者入所施設、障害者入所施設

(2) 対象地域 県内全域（保健所設置市を除く）

(3) 対象者 施設の従事者（約 44,000 人（1,024 施設））

(4) 実施手法 民間検査機関に委託

(5) 実施期間 6 月末までに集中的に実施

4 その他の兵庫県対処方針の修正内容について

(1) 企画県民部関係

① 県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」（臨時的に 5 カ所開設）の開設期限を令和 3 年 3 月 19 日から 4 月 21 日 に延長

【開設場所】本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎

② 税制上の特例措置等

・住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の 1 年延長）

・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和 3 年末まで）

③ 予算の早期実施

国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和 3 年度当初予算の速やかな実施

(2) 産業労働部関係

① 制度融資

新型コロナウイルス対策6資金のうち、経営活性化資金及び借換等貸付について、セーフティネット保証4号の指定期間延長に伴い、令和3年5月31日までの融資実行期限を6月30日まで1ヶ月延長

② がんばるお店・お宿応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店等による店内の感染防止対策やテイクアウト・デリバリー等の取組を支援する事業の第2弾を実施

- ・4月1日から受付開始
- ・補助額：5～10万円/1店舗(定額)

(3) 教育委員会関係

① 県立学校での教育活動

- ・県外で活動する場合、活動を見合わせる地域に著しく感染が拡大している地域を追加
- ・入学式・始業式等の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底

○感染防止対策

- ・教育活動(受験及び就職活動を含む)にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかけ
- ・児童生徒、教職員に対して、感染が拡大している地域をはじめ不要不急の都道府県間の移動を自粛するよう呼びかけ

② 県立学校での部活動

- ・県外で活動する場合、活動を見合わせる地域に著しく感染が拡大している地域を追加(高体連・中体連スケジュール記載大会等を除く。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。)

5 県民の皆様へのお願い

- 感染拡大地域をはじめ不要不急の都道府県間の移動を自粛
- 感染防止策を講じていない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛
- 歓送迎会、花見による宴会、宅飲みなど、大人数・長時間の飲食を自粛
特に若い方々は、責任ある行動を
- 会食の際は、1グループ4人単位、2次会に行かないなど長時間の飲食を控える、会話の際は扇子やマスク等により飛沫を防止
- 感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を
- マスク、手洗い、定期的な換気と、3密(密閉、密集、密接)を回避
- 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを推進